

平成24年 第9回

東京都教育委員会定例会会議録

日 時：平成24年6月14日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

平成24年6月14日

東京都教育委員会第9回定例会

〈議 題〉

1 議 案

第34号議案 平成25年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方法について

第35号議案 進学指導重点校の指定について

第36号議案 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

2 報 告 事 項

- (1) 今後の都立中高一貫教育校の進学対策について
- (2) 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分等について

委員 長	木 村 孟
委 員	内 館 牧 子
委 員	竹 花 豊
委 員	瀬 古 利 彦
委 員	川 淵 三 郎
委 員	大 原 正 行

事務局（説明員）	教育長（再掲）	大 原 正 行
	次長	庄 司 貞 夫
	理事	高 野 敬 三
	総務部長	松 山 英 幸
	都立学校教育部長	直 原 裕
	地域教育支援部長	谷 島 明 彦
	指導部長	坂 本 和 良
	人事部長	岡 崎 義 隆
	福利厚生部長	前 田 哲
	教育政策担当部長	白 川 敦
	特別支援教育推進担当部長	廣 瀬 丈 久
	人事企画担当部長	加 藤 裕 之
（書 記）	総務部教育政策課長	八 田 和 嗣

開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【委員長】 ただいまから、平成24年第9回定例会を開会します。

取材・傍聴関係です。報道関係は、MXテレビほか3社、合計4社から、個人は、合計12名からの取材・傍聴の申込みがありました。また、MXテレビから冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。許可してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室していただいでください。

会 議 録 署 名 人

【委員長】 本日の会議録署名人は、竹花委員にお願いします。

前々回の会議録

【委員長】 前々回4月26日開催の第7回定例会会議録については、先日お配りしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければこの場で御承認いただきたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第7回定例会の会議録については、御承認いただきました。

前回5月24日開催の第8回定例会会議録が机上に配布されていますので、次回までに御覧いただき、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。

次に、非公開の決定です。本日の教育委員会の議題のうち、第36号議案及び報告事項（3）については、人事等に関する案件であるため非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、この件については、そのように取り扱います。

議 案

第34号議案 平成25年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について

【委員長】 第34号議案、平成25年度東京都立高等学校入学者選抜における推薦に基づく選抜の実施方針について、説明を、都立学校教育部長、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 第34号議案資料を御覧ください。都立高等学校の推薦選抜については、4月26日の定例会において基本的な考え方を決定していただきました。本日の議案は、この基本的な考え方にに基づき、平成25年度の都立高等学校推薦選抜の実施方針について定めるもので、現在の都立高等学校の推薦選抜の課題を解決するための具体的改善策を盛り込んだものです。

資料の左から、推薦選抜の意義、前回決定いただいた基本的な考え方、推薦選抜において求める力、その力を見るための現在の選抜資料、現状と課題、右半分に、改善の方向性や具体的な方策について記載してあります。

まず、求める力として、基礎的の学力を見るため、現在、調査書を用いていますが、現状の問題としては、合格者を判定するための総合成績に占める調査書点の割合が高いため、この調査書点によって合否がほぼ決まってしまうので、本来、学力検査に基づく選抜で入学する生徒と異なる力を持った生徒を合格させる主旨が生かされていないということがあります。改善策として、調査書点の割合の上限を設定することとし、具体的には上限を50パーセントにしたいと考えています。現在、学校によって様々ですが、70パーセント前後の学校が多いので、これを引き下げます。

次に、思考力や判断力、表現力などを見るため、現在、小論文や作文、実技検査を実施していますが、現実には、実施校が少数にとどまっています。推薦選抜の目的からして、これは重要な選抜方法であると考えていますが、それが一部にとどまっているということで、今後、小論文又は作文、実技検査、その他学校が設定する検査方法の中から、いずれか一つは全ての学校で行うように改めます。

コミュニケーション能力や学ぶ意欲、規範意識などを見るため、現在、全校で個人

面接を行っていますが、実態調査を実施したところ、面接点の分布が特定の範囲に偏っていて、ほとんどの人が同じ点数になり、選抜として機能していない学校が少なくないことがわかりました。

今回の見直しですが、まず、推薦選抜の基本的考え方にのっとり、集団におけるコミュニケーション能力を評価する必要があるだろうということで、個人面接に加え、原則として全ての学校で集団討論を導入します。集団討論としてどのようなものを想定しているかという、学校ごとに一定のテーマを与え、受検生を5から6人ずつのグループに分け、そのグループの中でまず一人一人自分の考えを述べてもらい、その後、そのテーマについて討論してもらおう形を考えています。

個人面接についても改善する必要があります。現状では、通り一遍のやりとりで、生徒一人一人の違いが見えていない実態があるので、面接の方法、評価の方法について、東京都教育委員会としてモデルを提示していきたいと考えています。

また、選抜の透明性を向上して、評価に対する受検者や保護者の信頼を確保する必要があります。集団討論や個人面接、小論文や作文、実技検査など、各検査について評価の観点として何を見ているのか、評価の観点を事前に公表することと、実際にどのような評定だったのか、得点の分布を事後に公表することを考えています。

対象人員枠については、普通科においては、学力検査に基づく選抜で入学する生徒と異なる力を持つ生徒が合格するためには、現行の上限20パーセントを維持する必要があります。また、専門学科と新しいタイプの高校については、特色ある専門的教育を受けたいという意欲、又は、そうした教育に対する適性を十分に見る必要があります。そこで、上限を30パーセントにしたいと考えています。

以上が見直し内容です。今年度末に行う平成25年度推薦選抜から、この内容で実施していきたいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。ただいまの説明に対して、何か御質問、御意見がございますか。

【竹花委員】 推薦選抜の問題については、ずいぶん長い時間をかけて、推薦選抜制度を残すかどうかの点も含めて根本的な検討を加えてきました。先ほど御説明いただいた実施方針は、推薦選抜制度は残すが、その中身はこれまでと全く異なった内容にして、その結果、子供たちの考える力、議論する力、社会人としての生きる力というか、世界の中で必要とされる資質、そういうものを伸ばすことに資する内容としたことについて、事務局の努力を多としたいと思います。これがうまくいくことが大変大事だと思いますので、今回の私どもの対応の主旨について、高等学校、中学校の関係者に対して、しっかりと伝えていくことをお願い申し上げたいと存じます。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ほかに、どうぞ。

【川淵委員】 考えれば考えるほど難しくなりますが、とりあえずこの選抜方法で何年か実施してみるということではなくて、1年実施して、どういう良いところがあったか、悪いところがあったか、その反省点を踏まえてP D C Aのサイクルを回していってほしいと思います。

今の考え方としては、これを何年か堅持するということですか。

【都立学校教育部長】 4月に決定いただいた基本的な考え方に基づいて、実施方針を毎年度決定することにしていきます。平成25年度はこれで行い、その結果を見て、必要な改善点があれば毎年改善していきたいと考えています。

【瀬古委員】 一般推薦と文化・スポーツ等特別推薦がありますが、枠は別ですか。

【都立学校教育部長】 推薦選抜の枠の中で、学校によって、文化やスポーツの特に優れた能力がある生徒を特別に採るということですので、この内訳です。

【瀬古委員】 この20パーセントの中に、スポーツ・文化等特別推薦の人も一緒に入っているということですか。

【都立学校教育部長】 そうです。

【瀬古委員】 わかりました。

【委員長】 ほかによろしゅうございますか。

【川淵委員】 スポーツ・文化等特別推薦という名前に少し抵抗があります。というのは、スポーツ・文化だけなのですか。例えば、すばらしい社会貢献をしている生徒がいるかもしれない。ボーイスカウトやガールスカウトで目立った活動をして、この生徒は優れた人材であるという場合は、どれに該当しますか。

【入学者選抜担当課長】 名称が「文化・スポーツ等特別推薦」ですので、「等」の中に含まれます。学校によっては、起業家を育成するための選抜を実施しているところもあります。

【川淵委員】 了解しました。

【瀬古委員】 この文化・スポーツ等も、一般も、同じ試験を受けるわけですか。

【都立学校教育部長】 別です。例えばスポーツであれば、実技検査が中心になります。

もともと学校によって定める資格を設けていて、例えば、スポーツの競技歴の中でこうした実績があるとか、そういったものを応募資格にしています。

【瀬古委員】 面接も行いますね。

【都立学校教育部長】 面接も行います。

【委員長】 ほかに、御質問、御意見はございませんか。ございませんようでしたら、本件につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、本件については、原案のとおり御承認いただきました。

川淵委員からも御発言がありましたが、P D C Aのチェックが特に重要だと思いますので、透明性の向上による評価のところについてしっかり対応していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

第35号議案 進学指導重点校の指定について

報 告

(1) 今後の中高一貫教育校の進学対策について

【委員長】 引き続き、第35号議案、進学指導重点校の指定について、及び、報告事項(1)今後の都立中高一貫教育校の進学対策について、説明を、同じく都立学校教育部長、よろしくお願いします。

【都立学校教育部長】 始めに「進学指導重点校の指定について」の第35号議案資料を御覧ください。

進学指導重点校の現在の指定期間が平成24年度で終了することに伴い、平成25年度からの進学指導重点校の指定を行うことが議案の内容です。

進学指導重点校については、平成22年に、進学指導重点校7校の中で進学実績が伸びている学校と停滞している学校があることから、進学指導重点校である以上、最低限満たすべき水準があるだろうということで、進学指導重点校の選定基準を前提に選定基準を定めるとともに、それを2年後の今年度までの進学実績を基に、この選定基準に照らして改めて選定替えを行おうという方針にしていました。

2年前に定めた進学指導重点校の選定基準ですが、第35号議案資料の1枚目の右側、一番下の囲ったところを御覧ください。基準1と基準2があります。基準1はセンター試験に関するもので、①5教科7科目で受検する生徒の割合が6割以上であることです。これは、進学指導重点校では、5教科7科目を幅広く勉強してもらい、それを基に難関国立大学等を目指してほしいということから設けた基準です。②は、実際に難関国立大学等への合格可能な得点水準に達した生徒が概ね1割以上いること、としています。基準2は、難関国立大学等現役合格者数についてで、これを15人以上と決めました。

今回、この基準に進学指導重点校の過去3年間の実績を照らしてみたものとして、資料の2枚目に用意したグラフを御覧ください。上段から、平成22年度入試、23年度入試、24年度入試です。左から、選定基準1の①、真ん中が選定基準1の②、右が選定基準2と照らした結果を表示してあります。

右下の平成24年度の選定基準2に照らしたグラフを御覧ください。これは難関国立大学等への現役合格者数の棒グラフで、横の太線が基準線である15人を示しています。

都立日比谷高等学校、都立西高等学校、都立国立高等学校、都立戸山高等学校がこの基準線を達成しています。都立八王子東高等学校、都立青山高等学校、都立立川高等学校及びその右側に5校ありますが、これらは進学指導重点校の次のランクに位置付けている進学指導特別推進校5校の結果です。

平成24年度の大学入試はこのような結果です。都立八王子東高等学校は、平成24年度は基準線を達成していませんでしたが、平成23年度はぎりぎり達成しています。また、過去を見ても、都立八王子東高等学校は、例年2桁は維持していましたし、選定基準1の①、②は全て達成しています。

都立立川高等学校の今年度合格者数は13人でした。選定基準1の①、②を達成していない部分も多くありますが、選定基準2の合格者数を見ると、今年度は飛躍的に実績を伸ばしています。

都立青山高等学校は、今年度の実績が8人で、過去に遡っても、平成15年度に進学指導重点校に指定した後、これまで2桁に達したことがありませんでした。また、選定基準1の①、センター試験を5教科7科目で受検することは、幅広く勉強して難関国立大学を目指す上で基礎となる部分と考えていますが、こちらもこれまで基準値である60パーセントに達したことがなく、都立青山高等学校は、進学指導重点校の水準に達していないと考えています。

資料の1枚目に戻っていただきまして、「2 進学指導重点校の新たな指定」の「(3) 新たな指定内容」ですが、①として、都立日比谷高等学校、都立西高等学校、都立国立高等学校、都立八王子東高等学校、都立戸山高等学校、都立立川高等学校の6校を、平成25年度から29年度までの5年間、進学指導重点校に指定したいと考えています。②として、都立青山高等学校は、進学指導重点校として満たすべき水準に達していないのですが、在校生は進学指導重点校という前提で入学しており、在校生がいる間は進学指導重点校としての教育活動を維持する必要があると考え、在校生のための特例措置として、平成25、26年度の2年間に限り、進学指導重点校に指定したいと考えています。

なお、平成25、26年度の大学合格実績がこの選定基準に適合、若しくはそれに準ずるような向上が見られた場合は、改めて進学指導重点校として指定したいと考えてい

ます。事務局としても、都立青山高等学校に対しては、進学指導の校内体制を一層強化するよう指導していきたいと考えています。

③ですが、進学指導特別推進校の5校については、その実績を見ると、進学指導重点校の水準に達していないため、新たに指定する学校はありません。

以上が今回の議案の内容です。

続きまして、関連しますので、報告資料（1）今後の都立中高一貫教育校の進学対策について、を併せて説明します。

都立の中高一貫教育校は、資料の右側の「参考」の表のように、平成17年度に開校した白鷗高等学校・附属中学校以下10校あり、そのうち太線の上の4校が既に卒業生を輩出し、大学受験の実績も出ています。今回改めて今後の進学対策について報告します。

「2 都立中高一貫教育校の現状と課題」として、まず入学者決定の方法ですが、公立中高一貫教育校の入学者の決定は、法令に基づき、学力検査ではなく適性検査により行っています。このため、多くの生徒は資質が非常に高いと考えていますが、学力の点では多様な生徒が在籍しています。

また、教育活動に関しては、6年間の一貫した幅広い教養教育を行い、個性と創造力を伸ばし、将来、リーダーとなり得る人材を育成していくという目標で教育活動を実践しています。

進学については、既に4校から大学進学の実績が出ていますが、生徒一人一人の適性や希望に応じて、進学先も多様です。中には、資料右側の中段の表にあるように、難関国立大学等に進学する生徒も出ており、また、希望する生徒も少なくありません。

課題としては、生徒の将来の目標実現に向け、生徒の多様な進路希望に対応するため、その一つとして、進学指導重点校と同様に難関国立大学等への進学希望に応える進学指導を行う必要があると考えています。

そこで、今後、都立中高一貫教育校が進学指導重点校7校などと同様、組織的・計画的な進学指導を推進することができるよう、各校の進学対策の取組を支援してまいります。具体的には、各校において、順次、進学指導重点校と同様に進学指導推進計画を策定するなどの校内的な取組も図っていきたいと考えています。

議案及び報告事項を併せて説明しました。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見等がございますか。

この件についても十分に時間をかけて議論してきたと思っておりますが、第35号議案につきまして、原案のとおり決定してよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——それでは、第35号議案は原案のとおり御承認いただきました。また、報告事項（1）は、報告として承りました。ありがとうございます。

（2）第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について

【委員長】 引き続き、報告事項（2）第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について、説明を、指導部長、よろしくお願いします。

【指導部長】 第2回東京都教科用図書選定審議会の答申について報告します。

3月22日開催の第5回定例教育委員会において決定していただいた3点の諮問事項のうち、2点目の諮問内容について、去る5月31日の教科用図書選定審議会において答申を得たので、その内容について、報告資料（2）に基づいて報告します。

まず、1ページの答申についての記書き部分が答申文の内容です。読み上げます。

「諮問のあった別冊の教科書調査研究資料は、平成25年度使用特別支援教育教科書の調査研究資料として適切であると認められるので、これに基づいて東京都教育委員会は、教科書の適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対しても、これが十分に活用されるよう指導、助言又は援助を行うこと。」という内容です。「別冊の教科書調査研究資料」とは、お手元にある厚い資料です。その中身について、報告資料（2）の9ページから11ページにあります別冊資料の抜粋を基に説明します。

別冊資料の表紙に「学校教育法附則第9条の規定による教科書（一般図書）」と記載があります。この学校教育法附則第9条には、特別支援学校の小・中学部や小・中学校の特別支援学級においては、文部科学省の検定済教科書又は著作教科書以外の教科書を使用することができると規定されています。つまり、一般に市販されている図書を教科書として使用しても良いということです。そこで、一般に市販されている図

書を調査研究し、教科書としてふさわしいと判断された図書をまとめたリストがお手元にある調査研究資料です。

調査研究に当たっては、第1回審議会の答申で示された内容に基づき、学習指導要領の各教科の目標等を踏まえ、児童・生徒の障害の状態や特性を十分に考慮し、客観的な調査研究資料が得られるよう配慮することを基本としました。これまでも調査研究資料を作成しており、前回作成した調査研究資料に掲載されていない図書で、都立特別支援学校から推薦があった図書、都内の特別支援学校及び特別支援学級で使用している一般図書、その他市販されている本のうち特に有益と思われる図書について、今回、調査研究しました。

資料の2ページ、「調査研究結果と『調査研究資料』への掲載冊数」を御覧ください。前回、平成20年度に作成した調査研究資料には、ア欄のとおり、全643冊が掲載されています。今年度調査したところ、供給不能等でイ欄の87冊は使用できないことがわかりましたので、これを引いた556冊を基礎としてあります。それに、今年度新たに、ウ欄にある111冊を研究調査したところ、適当と判断されたものがエ欄にある78冊、適当ではないと判断されたものがオ欄にある33冊ということで、平成20年度資料から87冊を引いた556冊に新たに適当と判断された図書の78冊を加えた、カ欄の634冊についてまとめたものが、厚い資料に掲載されている図書の一覧です。

内容について具体的に説明します。9ページを御覧ください。これは、215ページにある調査研究資料からの抜粋です。9ページの一番上、「【家庭 発達段階：A】」から始まって、10ページは「【保健・保健体育 発達段階：B】」、11ページは「【図画工作・美術 発達段階：C】」となっています。これは、子供たちの障害の程度や発達段階に合わせた形で図書についても考慮して、Aは「話し言葉はないが、物事への興味や関心が出始め、簡単な物の弁別が可能な段階にあるもの」、Bは「話し言葉を持ち、文字の読み書きに興味を持ち始め、物事の初歩的な概念が分かる段階にあるもの」、Cは「簡単な読み書きは可能であるが、学年相応の検定済教科書や文部科学省著作教科書では学習が困難な段階にあるもの」という三つの段階に分けて調査しています。その目安に応じ、ページの一番上に、発達段階をA、B、Cと分けてあります。

9ページの「【家庭 発達段階：A】」から説明します。それぞれについて、発行、書名、著者、定価、内容等の欄を設け、主に調査したのは、「内容」と「構成上の工夫」です。「構成上の工夫」は、全体の構成や各項目の配列、表記・表現、製本の仕方や耐久性等、更に三つの観点に照らしてそれぞれの図書について調査したものです。また、市販の図書を教科書として使用する際の指導上の配慮事項、その他参考となる事項を「その他」の欄に載せてあります。

9ページから11ページまで、説明します。まず、家庭の「いろいろサンドイッチ」です。今、現物を回覧していますが、サンドイッチの作り方を、このようなイラストで簡潔に描いた絵本で、調理の仕方などが、絵を見ながら、分かるような本になっています。調理の初歩段階を学習するための教科書として適当であるとの判断から、この資料に載せています。ミックスサンドイッチやシーフードサンドイッチなどの作り方が載っています。

10ページは、保健・保健体育の科目で、発達段階はBです。左側にあります「およぐ」という図書ですが、見開きで内容が構成されていて、水遊びから、潜る、浮くなどの段階を順に追って、水に慣れる様子が描かれており、水泳の事前学習において、この絵を見ながら水泳の指導ができるという意味で、これも教科書として適当であると判断されました。

11ページは、図画工作・美術の科目で、発達段階はCとして適当と判断された図書です。47番の「リサイクル・ネイチャー素材で作る小学生のアイデア工作」の実物を回覧中ですが、これは、ペットボトルやスチロールなどの素材を用いて、工作ができるような具体的な例がたくさん載っています。こうした身近なものを利用した造形活動が紹介されており、教科書として適当であると判断され、載せてあります。

ただ今、適当と判断された3種類の図書について説明しましたが、適当ではないと判断された図書につきましても、机上に配布しています。例えば、数字の概念を学習するものがありますが、書き込みをし、一枚一枚切り取って学習を進める仕様になっているため、年間を通して繰り返し使用する教科書としては適していないということで、今回の資料には掲載していません。

以上、内容について説明しました。東京都教育委員会としては、今後、こちらの調

査研究資料に基づき適正な採択を行うとともに、他の採択権者に対しても、指導・助言又は援助のための資料として活用していきたいと考えています。

説明は以上です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対しまして、何か御質問、御意見等がございますか。よろしゅうございますか。それでは、この件については報告として承りました。ありがとうございます。

参 考 日 程

(1) 定例教育委員会の開催

6月28日(木) 午前10時 教育委員会室

(2) 全国都道府県教育委員会連合会理事会、委員長・教育長協議会

6月28日(木) 午後2時40分 ホテルフロラシオン青山

【委員長】 今後の日程について、教育政策課長、よろしく申し上げます。

【教育政策課長】 今後の日程です。次回定例会は6月28日の木曜日、午前10時から教育委員会室で開催します。

また、同じく6月28日の木曜日、午後2時40分から、ホテルフロラシオン青山において、全国都道府県教育委員会連合会理事会、委員長・教育長協議会の開催を予定しています。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。

日程以外の発言

【委員長】 日程は以上ですが、ほかに何かございますか。

【竹花委員】 2点申し上げたいと存じます。

一つは、今年度の教育施策連絡会における区市町村の教育委員会委員の方々の出席

状況についてです。今年開催されて、私もお話を申し上げる時間があったのですが、少し空席が目立ちました。恐らく来ておられない方がいるのではないかとということで、事務局にお願いして、その後に行われた学校長対象の教育施策連絡会にも、可能であれば出席して下さって結構ですよという連絡をしていただきました。その結果、区市町村の教育委員会委員の方々がこの連絡会にどの程度参加していただいたかについてまとめてもらい、私は、個人的に報告をもらいました。それを見て少し驚いたことと、このままの状態がこれからも続いて良い状況ではなく、何らかの改善方策を検討する必要があると考えましたので、御紹介申し上げたいと存じます。

最終的に、2回の教育施策連絡会に来られた教育長以外の教育委員会委員の方の出席率は6割でした。私どもも同じですが、教育委員は非常勤で、いろいろとお忙しいお仕事をお持ちの方々ですので、あるいはやむを得ない面もあるのではないかと思います。教育長は常勤ですが、驚いたのは、教育長の出席率が7割に満たないのです。69.4パーセントでした。62名のうち43名しか出席されていません。これは、どういう区市町村の教育長の方々に来ていただいていないのかということ、区市町村ごとに調べていただいて報告をもらいました。

ここでまた驚いたこととして、一つの区では、教育委員の方々も教育長もどなたも出席していないところがありました。1名、2名の出席というところもかなりありました。私の話も大した話ではないし、毎年似たような話ではないかと思って来られない方もいらっしゃるかと思います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第51条には、文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係についての規定がありまして、相互に連絡を密にして教育行政に当たるということが書かれています。そういう視点で言うと、私どもが直接、教育委員の方々にお話を申し上げる機会は、区市町村の教育委員会を個別にお訪ねするケースを除くと、教育施策連絡会が1年に1回のものです。そういう点で、私としては、多くの教育委員の方々に、私どもが考えていることを聞いていただきたいと思ひますし、まして、常勤の教育長におかれては必ず聞いていただきたいと思ひます。

なぜこういう状況になっているかについて、過去はどうであったかを調べてもらいましたが、はっきりとした状況がわかりませんでした。というのも、出席されたかど

うかの実績について、過去の記録がありませんでした。ただ、出席予定であるかどうかについての御連絡等を考えると、幾つかの区については、過去2年、3年、全く出席されていない教育長もいらっしゃるよう推察されます。

そういう状況では、法律に照らした運営がなされているとは言えないのではないですか。それは、公教育に対する不信が叫ばれ、教育委員会の在り方といった問題についても種々の議論がある中で、少なくとも現行の法律に照らした運用がなされていないのでは、制度論を論ずる以前の問題であると感じました。

そこで、出席されていない方々に、どういう事情があったのか、来なくてもいいと考えているのか、諸事情があって出席できないということなのか、出席できない理由について具体的な理由があればそれを教えていただいて、こちらの側に改善すべき状況があればそれは改善していきます。例えば、私はいつも言っていますが、私ども6人の委員が話すだけで、完全に双方向にはなっていません。もし、改善するとすれば、区市町村の教育委員会の委員全員にお話しいただくわけにはいきませんが、場合によっては、施策連絡会で2人くらいの委員長・教育長にお話しいただくということもできるかもしれません。

そういうことを含めて、この施策連絡会の在り方を考える必要があります。また、日程の決め方に問題があるのであれば、日程の決め方も考えなければいけません。しかし、4月のこの時期は議会の会期中でもなく、一番良い時期と考えて今までは選ばれてきたと思います。にもかかわらず、時期の問題があるとおっしゃるのであれば、その問題の改善が必要です。あるいは、開催日程の連絡が不十分ということであれば、こちらの連絡の在り方についても考える必要があると思います。こちら側で改善すべき点の御指摘があれば、こちらもしっかり対応することが大事です。

教育施策連絡会には、学校長は恐らく欠けるところなく出席されているのではないかと思います。こんなに教育委員の欠席者がいることについて、このままではいけないのではないかと思いますので、改善の方向について、区市町村の教育委員の方々の御意見もいただきながら、検討していただければと存じます。

2点目は、机上配布してありますが、私が主宰しています「おやじ日本」というNPO法人が、年に1回の大会を、6月24日の午後、渋谷区内で開催します。今年は、

キャリア教育について、私どもNPO法人が進めているキャリア教育の実践を通して、今後の方向性・課題について検討したいと考えています。実際に私どもが各学校にあっせんしており、これまで実施してきたキャリア教育を、その場で、短縮版で四つ紹介しますとともに、そうしたものに基づいて、企業の方、文部科学省の方、大学教授の方々を含めて有識者のパネルディスカッションを引き続いて行うというものです。

教育委員会の方々についても同じですが、多くの方々に御参加いただき、また、御意見もいただければと存じます。よろしく申し上げます。

以上、2点です。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの竹花委員からの御意見につきまして、何かございますか。

【内館委員】 教育施策連絡会当日は、私も、ずいぶん空席が目立つと思ったのですが、竹花委員がいろいろ調べてくださって、教育長の出席が7割に満たないことも初めてわかりました。私は、教育委員に就任したときに、教育委員は好かれていないことを実感しました。何も知らないくせに上から目線でものを言うとか、「何も知らないくせに」ということが非常に多いです。特に教育関係者から、それが出たことを随分と耳にしました。

ただ、教育委員会委員はレイマンコントロールとして機能しているわけです。横綱審議委員もそうですが、実際に相撲をとったことがない人が審議委員を務めるわけです。レイマンコントロールを考えたときに、「何も知らないくせに」というのは随分と的外れな話であり、私たちは、その中でできる限りの務めを果たそうと思っているわけですが、教育長の出席が7割に満たないというのはびっくりしました。

竹花委員がおっしゃったように、在り方を考える必要があるかもしれないし、改善する必要があるところは改善していかなければいけないかもしれません。ただ、教育長であり、教育委員会委員である人たちが、「面倒くさいから同じ話は聞きたくない。」と出席しないのであれば、こういう役職にいていいのかということは、私も思います。もちろん、欠席された方々全員が面倒くさいと思って休んだわけではないでしょうが、そこはもう一度考えて、教育施策連絡会の在り方を変えるなり、何か考えなければいけないのかなと思います。

ただ、それはこちらが一方的に考えることではなくて、相手側の姿勢もきちんとしてもらわないと困るということがあると思います。

【委員長】 ありがとうございます。

ほかにはよろしゅうございますか。

我々の話はともかく、教育長がかなり時間をかけて都の教育施策について説明されます。そこが非常に大切なところだと思います。欠席が多かったので、ほかに機会があるのかと教育長に伺いましたら、ほかにも何度か機会はあるということでしたので、私自身は余り問題にしなかったのですが、確かに、竹花委員がおっしゃったように大きな問題があると思いますので、今後はどうするか、考えていくことにしましょう。事務局もよろしくお願いします。

それでは、非公開の審議に入ります。

(午前11時00分)